

おれんじ通信

51

知って支える認知症

成年後見制度 判断能力の衰えに備えて

住み慣れた地域で自分らしく、安心した生活が続けるために、財産や権利を保護し、支援していく成年後見制度があります。

成年後見制度は、判断能力の不十分な人が契約の締結などの法律行為を行う必要があるときに、その人の立場に立って権利と財産を守り、支援する制度です。各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任され対応します。

また、判断能力が衰えたときに、どのような支援を受けるかをあら



かじめ決めておける任意後見制度もあります。

利用を希望する場合は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへご相談ください。



おれんじ通信への意見をお寄せください。

■地域包括ケア推進課 06
(4309)3013、FAX06(4309)3814